

浜松市建築工事建設資材等価格決定要領

第1 趣旨

この要領は、浜松市が発注する建築・建築設備工事、建築・建築設備工事関連業務委託等（以下「浜松市の工事、委託等」という。）の価格の積算に採用する建設資材等の価格（以下「建設資材等価格」という。）の決定方法について定める。浜松市の工事、委託等とは、浜松市建築工事積算基準決定要領第1の仕様書を適用するものをいう。

第2 適用範囲

この要領は、浜松市の工事、委託等の予定価格を浜松市が算出する場合に適用する。

第3 建設資材等価格の決定

建設資材等価格は、原則として次の順序で決定することとし、掲載価格は、最新版の価格を採用すること。

- (1) 浜松市建築工事標準単価（静岡県データ版）の価格
- (2) 浜松市建築工事標準単価（浜松市データ版）の価格
- (3) 物価資料の価格
- (4) 国公表の価格
- (5) 見積調査の価格

- 2 建設資材等価格は、原則として現場持込み価格とし、消費税を含まない価格とする。

第4 浜松市建築工事標準単価（静岡県データ版）の価格

浜松市建築工事標準単価（静岡県データ版）の価格とは、静岡県が調査決定し作成したものを浜松市が静岡県データ版として再計算したもので、原則年4回改定を行う。

第5 浜松市建築工事標準単価（浜松市データ版）の価格

浜松市建築工事標準単価（浜松市データ版）とは、次により作成したものをいう。

- (1) 第4の浜松市建築工事標準単価（静岡県データ版）に掲載のない建設資材等のうち、使用頻度が高く積算の合理化が図られる資材等の価格を、物価資料及び価格実態定期調査により浜松市が調査決定したものをとりまとめて浜松市建築工事標準単価（浜松市データ版）を作成する。
- (2) この価格表は、原則年4回改定を行う。

第6 物価資料の価格

物価資料の価格とは、建設資材等価格を定期刊行物として発行されている書籍等の掲

載価格をいう。

2 対象とする物価資料は、別に定める取り扱いによる。

第7 国公表の価格

国公表の価格とは、各関係省庁が公表している価格表の価格をいう。

第8 見積調査の価格

見積調査の価格とは、次により決定したものをいう。

- (1) 第4から第7に該当しない建設資材等価格は、見積調査により決定する。
- (2) 見積調査の方法及び価格の決定は、別に定める取り扱いによる。

第9 価格実態定期調査の実施

価格実態定期調査は、公正な調査機関に委託することを原則とし、調査方法は、別に定める。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、取り扱いについては別に定める。

附 則

この要領は平成27年7月1日から施行する。

浜松市建築工事建設資材等の価格決定に関する取扱い

第1 趣旨

この取扱いは、浜松市建築工事建設資材等価格決定要領（以下「価格要領」という。）第6、第9、第10に基づき必要な細目について定める。

第2 建設資材等価格の区分

建設資材等価格の区分は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が定める「公共建築工事標準単価積算基準」によるほか、次のとおりとする。

(1) 地区資材価格

地区資材価格は、コンクリート類、骨材類、アスファルト合材類等、地域により価格差の大きい資材の価格とし、別表1の地域区分による。

(2) 一般資材価格

一般資材価格は、地区資材以外の資材価格とする。

第3 取扱数量の区分

建設資材等価格は、取引数量によって次のとおり区分する。

(1) 大口価格

物価資料で材料毎に大口と規定している取引数量に対応する材料の価格をいう。

工事積算においては、設計数量にかかわらずこの金額を使用することを原則とする。ただし、取引数量により大口価格の使用が適さない場合は、小口価格を使用することができる。

(2) 小口価格

物価資料で小口と規定している取引数量に対応する材料の価格をいう。

第4 物価資料の価格

価格要領第6の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 物価資料は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が定める「公共建築工事積算基準等資料」に定める刊行物によるほか、建設物価調査会発行「Web 建設物価」・「デジタル建築コスト情報」並びに、経済調査会発行「積算資料電子版」・「建築施工単価電子書籍」とする。

(2) 採用価格の優先順位は、①浜松（静岡・全国・中部）、②名古屋、③東京とする。両方の物価資料に掲載がある場合は、優先順位による。どちらかの物価資料のみに掲載のある場合は、掲載のある価格を採用する。また、優先順位の上位が「ー」流通なし、「…」資料なしの場合でも価格決定方法は同じとする。

(3) 物価資料に掲載されている「公表価格」は、メーカーが設定している定価、標準価格、販売希望価格等であるため原則採用しない。ただし割引率が掲載されている場合は、割引いた価格を採用することができる。

第5 価格実態定期調査

価格要領第9の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 価格実態定期調査は、原則として年2回（春・秋）行う。ただし、必要と認められる場合は、随時行うことができる。

(2) 価格実態定期調査は、使用頻度が高く積算の合理化が図られる資材等を対象とする。

第6 調査機関

価格要領第9に示す公正な調査機関とは、調査経験を有し、建設資材等価格を適切に調査できる市場調査会社等とする。

第7 特別措置

価格変動が著しく浜松市建設工事請負契約約款第26条に該当する場合は、価格要領によらずに決定することができる。

附 則

この細則は平成27年7月1日から施行する。

この細則は令和4年4月1日から施行する。

この細則は令和6年1月1日から施行する。

別表1 地域区分

地区番号	区及び地域名
228	天竜区（春野町、水窪町、佐久間町、龍山町を除く）
229	天竜区（春野町）
230	天竜区（水窪町、佐久間町、龍山町）
231	中央区（旧中区、旧東区、旧西区、旧南区） 浜名区（旧浜北区、旧北区（引佐町、三ヶ日町、細江町を除く））
232	浜名区（引佐町、三ヶ日町、細江町）

浜松市建築工事建設資材等価格決定のための見積調査に関する取扱い

第1 趣旨

この取扱いは、浜松市建設資材等価格決定要領（以下「価格要領」という。）第8に基づき必要な細目について定める。

第2 適用範囲

この取扱いは、浜松市が発注する建築・建築設備工事、建築・建築設備工事関連業務委託等の予定価格を算出するにあたり、必要な建設資材等の価格を決定するために行う見積調査に適用する。

第3 見積調査の方法

- (1) 見積調査の方法は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が定める「公共建築工事標準単価積算基準」及び「公共建築工事積算基準等資料」によるものとする。
- (2) 見積書の書式は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が定める「公共建築工事見積標準書式（建築工事編）、（設備工事編）」（以下「見積書式」という。）に準拠するものとする。

第4 見積依頼等

見積依頼等は、次のとおり行うものとする。

- (1) 見積依頼は、所属長名で書面により行う。業務の委託を受けた者は、受託者名により行う。なお、この依頼は、電子メールによることができるものとする。
- (2) 見積依頼文には、「この見積徴収は、見積提出者からの資材調達や入札参加を決めるものではありません。また、この見積書は公開いたしません。」と明記する。
- (3) 見積に係る費用は、すべて見積提出者の負担とする。
- (4) 見積書の提出は、電子メールによることができるものとする。ただし、電子データの見積書は、朱印（会社印）のあるものを有効とする。
- (5) 見積内容は、部外者に漏洩なきよう取扱いに注意すること。
- (6) 専門業者が施工する諸経費（下請経費）、運搬費等については、見積書に含めること。
- (7) 各者が同一の条件で見積書が提出されるよう見積条件を明示すること。
- (8) 小規模等の理由で見積調査が不適當な場合は、最新の専門業者等のカタログ、定価表（公表価格）を採用することができる。

第5 スライド価格

類似見積資材の採用価格の決定については、第3により算定した採用価格に対し、次のとおりスライド率による補正を行うことを原則とする。

(1) 用語の定義

ア 類似見積資材

類似見積資材とは、価格決定要領第6に規定する物価資料に掲載されている資材と類似した資材のことをいう。なお、類似の判断は、次の項目により行い、全項目に該当するものとする。

- (ア) 使用目的が同一である。
- (イ) 取引段階が同一である。
- (ウ) 原則として原材料が同一である。
- (エ) 規格及び形状が類似している。

イ 類似掲載資材

類似掲載資材とは、類似見積資材と類似した価格表等に掲載されている資材のことをいう。

(2) 類似見積資材の見積徴収

類似見積資材の見積徴収を行うときは、類似掲載資材の見積徴収を併せて行う。

(3) スライド計算

スライド価格の計算は消費税を含まない価格により行い、スライド率は、1.00 以下とし、少数第 3 位を四捨五入して少数第 2 位止めとする。

$$\text{スライド価格} = \text{類似見積資材の見積採用価格} \times \text{スライド率}$$

$$\text{スライド率} = \frac{\text{類似掲載資材の掲載価格}}{\text{類似掲載資材の見積価格}}$$

(4) 平均スライド率

「類似掲載資材」が同一品目で多規格にわたる場合は、必要に応じて平均スライド率を用いることができる。

$$\text{平均スライド率} = \frac{\Sigma \text{各規格のスライド率}}{n \text{ (規格の数)}}$$

附 則

この細則は平成 27 年 7 月 1 日から施行する。